

平成20年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第7号）

平成20年12月22日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）
議案第79号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第80号 平成20年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第81号 平成20年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第82号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第83号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
議案第84号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第86号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について
議案第87号 那須塩原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
議案第88号 那須塩原市税条例の一部を改正する条例の一部改正について
議案第89号 那須塩原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正について
議案第90号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について
議案第91号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例及び那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について
議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について
議案第93号 大田原市から北那須流域関連西那須野公共下水道への区域外流入について
議案第94号 市道路線の認定について
請願・陳情等について
（各常任委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第95号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議員の派遣について
（採決）
- 日程第 4 議会運営委員会並びに常任委員会行政視察の報告について
（報告）
- 追加（第1号）
- 日程第 1 発議第 9号 宇都宮地方法務局黒磯出張所廃止に伴う「証明書発行請求機」の設置を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 2 発議第 10 号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

日程第 3 発議第 11 号 地方議会議員の年金制度に関する意見書の提出について

(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（27名）

2番	岡部瑞穂君	3番	眞壁俊郎君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（4名）

1番	岡本真芳君	11番	木下幸英君
20番	水戸滋君	27番	平山英君

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	山崎稔君	生活環境部長	松下昇君
環境管理課長	鈴木健司君	保健福祉部長	平山照夫君
福祉事務所長	三森忠一君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	二ノ宮栄治君	農務畜産課長	臼井郁男君
建設部長	向井明君	都市計画課長	柳田篤君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	菊地一男君
教育部長	君島富夫君	教育総務課長	折井章君

選管・監査・
固定資産評価
・公平委員会
事務局 局長
西那須野
支所 局長

田代哲夫 君
塩谷章雄 君

農業委員会
事務局 局長

枝幸夫 君
印南叶 君

本会議に出席した事務局職員

議会事務局 局長 織田哲徳

議事課 課長 深堀博

議事調査係 係長 斎藤兼次

議事調査係 係長 福田博昭

議事調査係 高塩浩幸

議事調査係 佐藤吉将

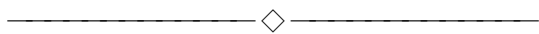
開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（植木弘行君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27名であります。

1番、岡本真芳君、11番、木下幸英君、20番、水戸滋君、27番、平山英君より欠席する旨の届け出があります。



◎議事日程の報告

○議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。



◎議案第78号～議案第94号及び
請願・陳情の各常任委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第1、議案第78号から議案第94号までの17件並びに請願・陳情等については、関係常任委員会に付託してあります。

各常任委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務教育常任委員長の報告を求めます。
25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） おはようございます。

総務教育常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

平成20年第5回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例案件3件、予

算案件3件、その他の案件1件、請願1件、陳情2件の10件であります。

これらを審査するため、12月15日月曜午前10時から第1委員会室において、委員7名出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）の審査結果について、人件費の説明を除いて説明は省略し、質疑等を中心に申し上げます。

まず、人件費補正については、人事異動に伴う給与費の増減分の整理と、共済負担金の負担率改定に伴う増加分の対応を行うもので、一般会計、特別会計、水道事業会計を含めた総計で、給料、マイナス4,736万9,000円、手当、マイナス2,770万円、共済費等、マイナス38万3,000円、退職手当、マイナス365万2,000円であり、補正額合計ではマイナス7,910万4,000円となります。

次に、質疑の内容について申し上げます。

総務部総務課では、職員が減っている分、逆に臨時職員がふえているのかとの質疑に対して、基本的には今回の組織機構改革に伴い本庁方式になる。そのことによってスケールメリットが働くという形でマイナスの部分がある。ただし、現業職の場合は採用を控えているため、臨時職員で対応しているとの答弁がなされました。

教育委員会教育総務課では、小中学校の耐震改修事業で、耐震補強と改築工事の内容はどの質疑に対して、耐震補強は筋交いなどにより補強を行うもので、大規模な改修は基本的には考えていない。また、改築事業の東那須野中学校は、古い体育館は新しいものが完成するまではそのまま使用して、新しい建物、体育館を建てるという形になる。面積が既存の714㎡が1,237㎡になる。三島中に関しては、既存の体育館を使いつつ体育館を設

置していく。設置が終わったら、順次体育館等については解体する形になる。既存の古い建物に関しては、補助金的な問題で残せないが、面積が既存の918㎡が1,468㎡になるとの答弁がなされました。

三島学校給食共同調理場改修事業で、予算額そのものが大分変わったわけで、その経過の中で9億円を超えるような話で再度設計にもかけたという経緯があるが、最終的には1億1,300万円も余るといことはどうなのかとの質疑に対して、再設計の結果8億1,200万円の予算額であったが、実際に執行した結果1億1,300万円という大きな金額が減額計上になった。これは、予定価格と予算額の差が約5,000万円、予定価格と落札額の差が約6,200万円あり、このような額の差がでたものであり、大変申しわけないと思うが、理解をいただきたいとの答弁がなされました。

教育委員会学校教育課では、中学校活動支援事業で、西那須野中学校が全国大会に出場するが、どのくらいの補助金を出すのか、基準が決まっているのかとの質疑に対して、西那須野中学校については現在のところ申請が出されていないが、宿泊費等は上限1人8,000円、人数は大会要綱にある補欠を含む選手の人数分まで補助される。旅費については、公共交通機関を利用した場合と借り上げバスの場合とで比較して、安いほうの金額で補助されるとの答弁がなされました。

議案第78号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第81号 平成20年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入で後期高齢者医療保険料の減額、歳出で後期高齢者医療広域連合納付金の減額など、歳入歳出それぞれ1億1,319万7,000円を減額補正するもので、全員異議なく承認されました。

議案第82号 平成20年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、栃木県国民健康保険連合会経由機関業務負担金、要介護認定システム改修事業費などの計上で、歳入歳出それぞれ68万2,000円を増額補正するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第87号 那須塩原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正については、公益法人制度改革三法の施行に伴い、民法、地方自治法が改正されることにより本条例の一部を改正するもので、全員異議なく承認されました。

次に、議案第88号 那須塩原市税条例の一部を改正する条例の一部改正については、今年度の税制改正に基づき個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金の種類を追加するなどの改正で、全員異議なく承認されました。

次に、議案第89号 那須塩原市学校給食共同調理場設置条例の一部改正については、西那須野学校給食共同調理場の新築移転のため条例で定める位置を変更するものであります。

質疑では、西那須野地区にあるので西那須野学校給食共同調理場という名称なのか。名称の整理を含めた考え方はどの質疑に対し、現在の名称を引き継いで、位置だけの変更である。ほかの施設についても現在の名称を引き継いでいく考えであるとの答弁がなされました。

議案第89号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、37の公の施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものであります。

質疑では、緑地などは施設振興公社がシルバー人材センターなどを活用しながらやっているように見受けられるが、実態はどの質疑に対し、再委

託をするような事業については担当課に戻し、担当課が直接シルバーに委託する方式をとる形にしたとの答弁がなされました。

議案第92号については、全員異議なく承認されました。

次に、請願第4号 法務省が所管する不動産登記、商業・法人登記の登記事項証明書及び印鑑証明書を発行する証明書発行請求機を那須塩原市に設置することを法務大臣に要望する請願書の審査結果について申し上げます。

執行部では、平成20年11月14日付で、市長名で「宇都宮地方法務局黒磯出張所廃止に伴う「証明書発行請求機」の設置について」という要望書を提出しております。

意見では、行政としても要望書を出しているということでもあり、今まで法務局を利用していた方々の不便さを考えると、こういうものが必要であることから、本請願は採択すべきであるなどの意見が出されました。

請願第4号については、全員異議なく採択と決定されました。

次に、陳情第5号 那須塩原市立横林小学校の統廃合に反対し、同小学校の存続を求める陳情の審査結果について申し上げます。

学区審議会の最終答申がまだ出ていないので、9月の継続審査にした理由づけが現段階で変わっていないため、陳情第5号については全員異議なく継続審査と決定されました。

次に、陳情第6号 『「協同労働の協同組合法」（仮称）早期制定を求める意見書』採択をお願いする陳情書の審査結果について申し上げます。

意見では、関東市議会議長会において協同労働の協同組合法（仮称）の早期制定を推進している。また、非正規労働者がふえている現状や雇用情勢などを考えると、法制化は必要であるなどの意見

が出されました。

請願第6号については、全員異議なく採択と決定されました。

以上が、総務教育常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願いを申し上げます。報告といたします。

○議長（植木弘行君） 総務教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長の報告を求めます。
30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 福祉環境常任委員会の審査結果について、ご報告いたします。

当委員会に付託された案件は、補正予算案5件、条例案2件、その他の案件1件の計8件であります。

これらを審査するため、12月15日午前10時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、執行部から部長、各課長等の出席を求め、審査を行いました。

まず、議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）についての審査結果について申し上げます。

初めに、保健福祉部から申し上げます。

福祉担当課の主なものは、歳入では、民生費負担金で、入園児の増加等に伴う保育料負担金472万2,000円や広域入所受託分負担金474万8,000円、また民生費国庫負担金では児童手当負担金3,314万1,000円の増。さらに、県支出金でも児童手当等1,324万5,000円、放課後児童対策事業補助金等で1,131万9,000円を増額するものです。歳出では、障害者福祉費や保育園管理費などの扶助費や賃金等で1億8,948万2,000円を増額するものであります。

質疑では、社会福祉活動支援費2,383万8,000円の減額について、社会福祉協議会への派遣職員6名から3名への減に伴うとのことだが、その役職名はとの質疑に対し、昨年度は事務局長、次長、支所長2名、課長補佐1名、主査1名で、本年度は本所の事務局長、地域福祉課長、黒磯支所の支所長の3名であるなどの答弁がありました。

保健担当の主なものは、歳入で、こども医療費助成事業補助金1,400万9,000円。歳出で主なものは予防接種事業1,900万円、母子保健事業1,149万円、こども医療費助成事業1,756万8,000円であります。

質疑では、後期高齢者医療広域連合負担金338万8,000円の負担割合はとの質疑に対し、那須塩原市は5.0755%の割合で、均等割と保険者の人数割である。また、予防接種事業1,900万円で、はしかの予防であるとのことであるが、増加の予想は見込めなかったのかとの質疑に対し、全国的に95%以上の予防接種をしないと蔓延してしまうので、その増加策が各市町にも要請されているためであるとの答弁がなされました。

次に、生活環境部について申し上げます。

生活環境担当の主なものは、歳入で、清掃センター解体基金繰入金1,000万円の減額。歳出で主なものは、市営駐車場管理費で46万7,000円の増額は、那須塩原駅東口駐車場管理機が老朽化により故障がふえたことにより、新しい機械をリースするためのものであり、西那須野清掃センター管理運営事業、旧炉解体工事事前調査委託料1,000万円の減額は、国の制度が変わり、財産処分申請が届け出制になったため、業者委託がなくなったことによる減額であります。また、広域ごみ処理施設負担事業331万4,000円の増額は、グリーンオアシス負担金であります。

質疑には、西那須野清掃センター管理運営事業

の旧炉解体工事の委託に関し、業者に委託しなければならなかった内容とは何かとの質疑に対し、解体の概算設計であるとの答弁がありました。また、駐車場の管理機の故障はどのようなものかとの質疑に対して、入庫の際に発券はされるが、出庫するときに券を機械が読み込まず、駐車場から車が出られない事故が続いたとの答弁がありました。

議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第79号 平成20年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果について申し上げます。

主なものは、人件費の調整と、特定健康診査等事業費では健康診査、保健指導が当初の見込みよりふえたことによる増額。また、保健衛生普及費、疾病予防費では、スイミング健康教室や人間ドックの日帰り受診希望者が減ったことによる減額、さらに在宅医療費等推進支援事業費では、重複多受診者等訪問指導看護師2名募集のところ、1名の応募しかなかったことによる減額で、歳入歳出それぞれ513万4,000円を減額するものです。

質疑では、特定健康診査事業の内容はとの質疑に対し、集団健診と個別健診であり、個別健診は市内の内科系の診療所を中心に36カ所委託している。集団健診は、県の事業団、健康クリニック、厚生連の3カ所に委託している。保健指導については、積極的支援は市の保健師が直営で保健指導、動機づけ支援は保健衛生事業団の保健師に委託しているとの答弁がありました。

議案第79号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第80号 平成20年度那須塩原市老人保健特別会計補正予算（第2号）についての審査

結果について申し上げます。

人件費の整理、国保連合会に対する第三者行為損害賠償求償事務手数料の増加を見込む増額であり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第81号 那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての審査結果について申し上げます。

歳入歳出の主なものとして、後期高齢者医療広域連合納付金で1億1,416万5,000円の減額で、全員異議なく承認されました。

次に、議案第82号 那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての審査結果について申し上げます。

歳出の主なものは、要介護認定システム改修事業105万円であります。

質疑では、認定ソフトが配付されるに当たり予定しているものはあるのかとの質疑に対し、国から来ている説明資料等を審査会に提出し、準備はしていきたいとの答弁がありました。

議案第82号については、全員異議なく承認されました。

次に、議案第86号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についての審査結果について申し上げます。

本案は、平成21年度から、3カ所ある通所授産施設等にかえて地域活動支援センターを設置するため、条例を制定するものです。

質疑では、第4条、団体生活に著しく支障を来すおそれがないことというのはどの程度を考えているのかとの質疑に対し、一般的範囲の中ではそういうおそれはないと考えるが、もし起きてしまった場合には、指定管理者と市で本人を含め確認しながら、損害賠償等については対処していきたいとの答弁がありました。

議案第86号については、全員異議なく承認され

ました。

次に、議案第90号 那須塩原市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正についての審査結果について申し上げます。

現在、65歳以上75歳未満で一定の障害のある方に関し、後期高齢者医療制度への加入が要件となっている重度心身障害者医療費助成について、平成21年4月から後期高齢者医療制度への加入を助成要件とせず、保険の種類にかかわらず医療費総額の1割相当額を上限に助成するため条例の一部を改正するものであり、全員異議なく承認されました。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定についての審査結果について申し上げます。

本案は、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当委員会所管の4施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるもので、全員異議なく承認されました。

以上が福祉環境常任委員会の審査結果の報告であります。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同を賜りますようお願い申し上げます。報告といたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 福祉環境常任委員長の報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長の報告を求めます。

18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） それでは、産業観光常任委員会に付託されました議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

平成20年第5回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、予算案件1件、その他の案件1件の計2件であります。

これらを審査するため、12月15日午前10時より第3委員会室において、委員7名出席のもと、所管部長等を初め関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下はその審査の経過と結果であります。

初めに、議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

まず、農業委員会から申し上げます。

歳入では、15款2項4目で農業委員会交付金8,000円の減額、農業経営基盤強化措置特別会計事務取扱交付金2万2,000円の減額、20款4項4目農業者年金業務委託料手数料4万9,000円の増額であります。

歳出では、6款1項1目農業委員会運営費で旅費76万円の減額は、3年に1回の全体研修を来年度に送ったためのものであり、また有料道路通行料4万円の減額も研修に伴うものであります。普通旅費8,000円の減額は交付金の減額によるものであり、農業者年金業務委託料は交付金の増額と組み替えによる調整である旨、説明がありました。

次に、農務部門について申し上げます。

債務負担行為補正の追加は、平成20年度経営緊急安定対策利子補給で、農業経営に深刻な影響が出ているため、緊急融資に対する利子補給であります。また、那須塩原市青木ふるさと物産センターと那須塩原市地域資源総合管理施設は、本年度で委託期間が終了するため、平成23年度まで設定するものであります。

歳入については、20款4項4目農林水産業費雑入175万4,000円は、平成8年度畜産事業を実施した事業主体が農業経営をやめたため、残存期間に基づく返還金であります。

歳出では、6款1項2目農業振興対策費食の街道推進協議会20万円は、那須農業振興事務所管内において、食の街道として地域のイメージアップ

を図るため、協議会を設立し事業実施をする負担金です。委託料は、原油高騰による光熱水費の不足が生じたため、アグリパル塩原の委託料を164万6,000円増額するものです。6款1項5目畜産振興対策費の償還金は、平成8年度集落ぐるみ畜産環境改善対策事業により、堆肥の乾燥施設を整備したが、酪農経営をやめることにより、県への補助金返還であります。歳入との差額15万円は、旧西那須野町時代、補助金の上乗せ分です。堆肥センター管理運営事業では、臨時職員の不足分の賃金の増、原油高騰による燃料費の増、クレーンつめの交換等と、オガ粉の値上がりによる増額である旨説明がありました。

次に、商工観光部門について申し上げます。

歳入では、15款2項1目総務費補助金5万円は、わがまち自慢推進事業交付金で、黒磯駅前活性化事業が承認されたものです。16款2項1目不動産売却収入のうち、黒磯地区観光施設整備事業294万1,000円は、広葉樹への植生変換による杉伐採の売り上げ収入です。18款1項1目基金繰入金のうち吊橋整備基金繰入金28万4,000円は、もみじ谷大吊橋修繕のためのものです。

歳出で、6款1項11目板室健康のゆグリーングリーン管理運営240万2,000円は、原油高騰による不足分です。7款1項2目商工振興推進費の補助金、中小企業融資保証料400万円の増は、周知の徹底、早期完済者の増による不足分です。黒磯駅前活性化事業の10万円は、わがまち自慢推進事業の交付金に伴うものです。7款2項3目もみじ谷大吊橋管理事業28万4,000円は、吊橋補修用床版です。塩原温泉華の湯管理事業86万5,000円と塩原温泉家族旅行村管理事業27万7,000円は、ともに原油高騰による不足分の増額です。（仮称）門前交流広場管理事業8万6,000円は、トイレと11月に完成した交流室の不足分です。7款2項4目

黒磯地区観光施設整備事業1,038万7,000円は、ホテル繁殖用ポンプ電気代、杉からの植生変換、ホテル繁殖用ポンプ設置工事費等であります。

債務負担行為補正の追加は、本年度で委託期間が終了する板室健康のゆグリーングリーンほか5施設を、平成23年度まで設定するものである旨、説明がありました。

委員より、農業経営緊急安定対策の利子補給で、生産目標達成者とは。畜産振興対策費で、旧西那須野町時代の上乗せとは。黒磯地区観光施設整備事業の場所と内容は。中小企業融資保証料が20年度大幅に増加するというが、見通しか、現状か等の質疑があり、米の生産調整配分数量達成者である。県の補助金に100万円の上乗せをしていた。それが歳入と歳出の差が15万円になる。板室園地の池でホテルを繁殖し、木の俣地区には学校林があり、それを伐採し広葉樹に植えかえをするものである。12月現在の見込みである。足利銀行破綻後5年がたち、返済が来ているものも多少あると思う等の答弁があり、議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）については、出席委員全員が異議なく承認をいたしました。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定についての審査結果について申し上げます。

本案は、公の施設の指定管理者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当委員会所管の8施設の指定管理者を指定するため議会の議決を求めるもので、出席委員全員異議なく承認されました。

以上が当委員会に付託された議案の審査経過と結果であります。議員各位におかれましても、当委員会の決定どおりご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、報告といたします。

○議長（植木弘行君） 産業観光常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設水道常任委員長の報告を求めます。
15番、石川英男君。

〔建設水道常任委員長 石川英男君登壇〕

○建設水道常任委員長（石川英男君） 建設水道常任委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成20年第5回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、補正予算案件4件、条例案件1件、その他の案件3件、計8件と陳情1件であります。

これらを審査するため、去る12月15日午前10時から第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管部長、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。以下はその審査の経過と結果であります。ご報告に当たりましては各委員の質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

上下水道部下水道課から申し上げます。

今回の補正は、人件費の整理に伴い特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、建設部都市整備課について申し上げます。

委員からは、若松団地住宅解体事業で更地にしておいた部分は、将来的に計画があるのかとの質疑があり、駐車場が不足し違法駐車がふえているので、駐車場の臨時利用を考えているとの答弁がありました。また、3・4・1本郷通り工事の進捗等に関する質疑等に対して、本年度で6割近くの工事状況となる。工事の時間が制約される部分があり、24時間のうち1時間半しか工事ができない状況である。これを過ぎれば工事が早くなる可能性もあるが、まだはっきりしない。工事費の総額については変更ないとの答弁がありました。

続いて、道路課について申し上げます。

委員から、熊久保芦ノ又線については、道路の

拡幅工事も含めて買収していくのかとの質疑があり、事業の実施に向けた計画を策定し、来年度国に提出することになるので、その路線測量の調査費用を計上した。幅員はまだ決まっていないが、現道はかなり狭いので、拡幅は考えているとの答弁がありました。また、道路賠償保険料の質疑に対しては、冠水による補償金額が通常より大きなものが幾つかあり、不足してしまったとの答弁がありました。

続いて、建築指導課について申し上げます。

委員から、戸建の住宅耐震改修助成は、どの程度の大きさの住宅を対象としているのかとの質疑があり、木造住宅120㎡程度で120万円と見て、その2分の1、60万円を限度に補助したいと考えているとの答弁がありました。

続いて、区画整理課について申し上げます。

今回の補正は、那須塩原駅北土地区画整理事業において、工事請負費と補償、補てん及び賠償金の予算の組み替えを行うものです。

議案第78号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第83号 平成20年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費の整理に伴い一般会計繰入金金を減額するもので、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第84号 平成20年度那須塩原市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の主な内容は、人件費の調整のほか、上下水道料金の徴収事務に係る委託料の減額、漏水調査に基づく漏水管・送水管の修繕費を計上するので、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第85号 平成20年度那須塩原市水道

事業会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整のほか、上下水道料金の徴収事務に係る委託料を減額するものであり、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第91号 那須塩原市水道事業設置等に関する条例及び那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、説明を聞く限りでは、給水人口や1日最大給水量の数値自体が余り大切ではないと感じるがとの質疑があり、厚生労働大臣の認可を受ける上で重要な数値になってくるとの答弁がありました。また、給水人口と1日最大給水量の数値の変更はあり得ないという理解でよいのかとの質疑に対し、変更認可が必要となった場合には条例の改正等も必要になってくるとの答弁がありました。

議案第91号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定について申し上げます。

委員から、西那須野の大山公園や一本杉緑地などの小さなものについては、地元の商店街や地域にお願いして、地域活性の場として地元で根強く張りつけていくのも一つの方法と思う。一般管理の部分では、清掃的なものは地域の組織やボランティアもできるので、今後の選定に当たっては、そうしたものとうまく結びつけていくようお願いするとの要望がありました。

議案第92号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第93号 大田原市から北那須流域関連西那須野公共下水道への区域外流入について申し上げます。

委員からは、申し込みのあった大田原市加治屋

地区の今後の計画はあるのかとの質疑があり、461号線と加治屋掘り線までの計画はあるが、それ以降については現在ないということであったとの答弁がありました。

討論では、市の区域をまたいだ区域外流入は、両市の間でうまくやってほしいと願い賛成するととの討論がありました。

議案第93号については、全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第94号 市道路線の認定について申し上げます。

委員からは、塩原街道線の博物館のところにある道の駅は、国道の扱いで認可を受けてきたものだが、との質疑があり、国道区域としての道の駅になっているが、道路区域と一体のものということで、市のほうで管理せざるを得ないと考えているとの答弁がありました。

議案第94号については、全員異議なく承認いたしました。

最後に、陳情第8号 公営水道の敷設、給水に関する陳情書について申し上げます。

本件の審査に当たり、当委員会では陳情地域の現状を事前に把握することを目的として、執行部の同行のもと、去る12月12日現地確認を行い、当日の審査に臨みました。

意見としては、水道計画に盛り込めるだけの条件を整えてから出していただいたほうがよい、市が抱えている水道事業の問題を考えると、区域内・区域外ははっきりとけじめをつけるべきだとの意見や、5カ所の地域の条件が違うため、もう少し情報を得た中で判断をしてもいいのではないかと、給水を受ける側としての条件や提案など、調査する時間をかけてはどうかなど、継続審査とする意見が出されました。

陳情第8号については、全員異議なく継続審査

と決定いたしました。

以上が当委員会における審査の経過と結果であります。議員各位におかれましては、当委員会決定どおりご賛同を賜りますようお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（植木弘行君） 建設水道常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の審査結果の報告が終わりました。

各常任委員長の報告に対し、質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

まず、議案第86号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について討論を許します。

12番、早乙女順子君。

〔12番 早乙女順子君登壇〕

○12番（早乙女順子君） 議案第86号 那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について討論いたします。

地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の対象となるふれあいの森は、塩原地区の通所授産施設で、特定の団体として那須塩原市社会福祉協議会を指定して運営してきました。同様の施設の黒磯地区の心の里、西那須野地区のつくし共同作業所も社協を指定管理者として運営してきました。これら3つの小規模作業所の運営費は、市の福祉予算で賄われていましたが、障害者自立支援法に従った運営に移行の予定です。

障害者自立支援法においては、自立支援給付と地域生活支援事業によるサービスがあります。自立支援給付は義務的経費として財源確保ができませんが、地域生活支援事業における地域活動支援センターなど各種サービスは裁量的経費で、市町村にとっては財源の確保が困難となる場合もあります。そのためか、心の里とつくし共同作業所は那須塩原市社会福祉協議会に民営化し、自立支援給付の生活介護と就労継続B型の事業に移行予定で、財源確保を社会福祉協議会に任せたとと言えます。

ふれあいの森だけ地域生活支援事業の地域活動支援センターへ移行します。自立支援給付の事業を選択せず、地方交付税が措置される地域活動支援センター事業として基礎的事業を選択する予定です。基礎的事業の内容は、条例第3条で明記している創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等となります。小規模作業所からせっかく地域活動支援センターに移行するのに、地域活動支援センター機能強化を図るための事業は行いません。このことは、障害者自立支援法に従った運営に移行しながら、障害者自立支援法のいうところの、より利用者の立場に立った地域生活支援となっていないと思えてなりません。

また、心の里とつくし共同作業所は、自立支援給付となることで、月払いでなく経営上不安定な日払いの報酬となり、利用者が毎日通所しないと採算がとれず、十分な職員配置ができなくなるのではと心配されます。さらに、地域活動支援センターとして残ったふれあいの森も使用料が発生することから、利用を控える人が出るのではと危惧されます。3施設の今後に不安があります。それでも障害者自立支援法への移行は避けられないものなのでしょう。

そこで、せっかく地域活動支援センターに移行するのですから、すぐには言いませんが、基礎

的事業を行うことにとどまらず、地域活動支援センター機能強化を図るための事業として相談事業、機能訓練、社会適応訓練等、自立と生きがいを高めるための事業など、さまざまな事業を展開できる地域活動支援センターに発展されることを願います。また、質の高いサービスが提供されることを期待いたします。

最後に、障害を持った子どもたちの居場所づくりをしてきた親御さんたちの期待を裏切ることがない運営がされることを要望して、那須塩原市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について賛成いたします。

○議長（植木弘行君） 以上で討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第86号については福祉環境常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第86号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第87号 那須塩原市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてから議案第91号 那須塩原市水道事業の設置等に関する条例及び那須塩原市水道事業給水条例の一部改正についてまでの5件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第87号から議案第91号までの5件については、総務教育、福祉環境、建設水道の各常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第87号から議案第91号までの5件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 平成20年度那須塩原市一般会計補正予算（第3号）から議案第85号 平成20年度那須塩原市水道事業会計補正予算（第2号）までの8件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第78号から議案第85号までの8件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号から議案第85号までの8件については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号 公の施設の指定管理者の指定についてから議案第94号 市道路線の認定についてまでの3件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第92号から議案第94号までの3件については、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の各常任委員長の報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第92号から議案第94号までの3件については、原案のとおり可決されました。

次に、請願・陳情について。

請願第4号については、討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

請願第4号について、総務教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

請願第4号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、請願第4号については採択と決しました。

次に、陳情第6号については、討論通告者がおりませんので、討論を終結いたします。

陳情第6号について、総務教育常任委員長報告は採択です。

採決いたします。

陳情第6号については、総務教育常任委員長報告のとおり採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（植木弘行君） 起立多数。

よって、陳情第6号については採択と決しました。

陳情第5号及び陳情第8号については、総務教育、建設水道常任委員長報告のとおり継続審査となりましたので、報告いたします。

—————◇—————

◎議案第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第2、議案第95号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（君島 寛君） 議案第95号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書は1ページ、議案資料も1ページとなります。

全国的に産科の医師不足や妊産婦の受け入れ拒否などが大きな問題となっている中で、この対策として平成21年1月1日から分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能等をあわせ持つ、産科医療補償制度が発足いたします。補償のための掛け金は、医療機関等が3万円負担しますが、その負担に伴い分娩費の上昇が見込まれております。このため本案は、平成21年1月1日から産科医療補償制度への加入医療機関等での出産について、3万円を加算して出産育児一時金を支給できるよう改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

5番、高久好一君。

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

その3万円を加算し支給するというのがありますが、この3万円の出どころと、市民の負担があるのか、ないのか、ここの確認をしたいんですが、お願いします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 3万円の出どころということでございますので、この3万円の、今回産科医療補償制度そのものは、各保険者、社会保険も含めまして、市の場合ですと国民健康保険を運営しているわけですけれども、その保険者で出すということになりますので、出どころいたしましては、その国民健康保険の加入者である保険税等から支出するということになりますが、市民の負担はということですが、これに対してそれだけの市民の負担ということにはございませんけれども、ただ国民健康保険に加入されている方全体の中からの支出ということになりますので、加

入されている方からは何がしかの負担ということにはなるかと思えます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

5番、高久好一君。

〔5番 高久好一君登壇〕

○5番（高久好一君） 5番、高久好一です。

議案第95号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正案について賛成する討論です。

今回の議案は、先ほど説明されたとおり分娩に関連して発症した脳性麻痺児に対する補償と原因分析を行う制度で、来年1月1日からスタートするものです。

補償のための掛け金は医療機関等が3万円を負担し、医療費の上昇が見込まれるため3万円を出産育児一時金で加算して支給するもので、当面の市民の負担はありません。これまでに日本には医療事故の被害者を救済する制度、公的制度が存在せず、被害者が何の救済も受けられない、長い間裁判を闘わないと補償されないという状況が続いてきました。

医療事故にかかわる訴訟の増加は、医療従事者のストレスも増大させ、勤務医の退職、医師不足の加速をさせる要因ともなっています。ヨーロッパ諸国などでは、政府の責任で恒常的に基金を積み立て医療事故の被害者を救済する、無過失補償

制度が整備されています。医療事故の被害者、家族、日本医師会など、医療関係者はこの間、日本にも無過失医療制度をつくるべきだと政府に繰り返し要求してきました。日本共産党は07年2月に発表した医師不足打開策などで、幅広い医療事故に対応する無過失補償制度の創設を掲げ、そのために力を尽くしてきました。今回の産科医療補償制度は、このような声に押されてつくられたものです。

ただ、来年1月からスタートするこの制度には、幾つかの問題点があることを指摘しておかなければなりません。産科医療補償制度の対象となるのは、通常出産にもかかわらず子どもが脳性麻痺になった場合のケースに限られます。出産が通常とみなされないケースや、障害者が脳性麻痺以外のケース、妊婦が医療事故の被害を受けたケースなどは対象になりません。

また、基金の運営は、民間保険会社に丸投げされており、営利本位に運営されるのではないかと懸念の声が出ています。ヨーロッパ諸国など、無過失補償制度はいずれも国あるいは公共企業体であり、営利企業に任せるのは世界で日本だけです。保険金を支給するかどうかを決定する日本医療機能評価機構に厚生労働省の元幹部が天下りしていることから、透明性、公正性にも疑問の声が上がっています。私たち日本共産党はこうした制度の問題点を指摘し、対象の拡大、民間保険への丸投げをやめて公共制度に改編する、掛け金、補償金額の水準の再検討、制度の透明性、公平性の確保などの改善を求めています。

現行制度の抜本的な見直しを進めながら、諸外国のように幅広い医療事故に対応できる無過失補償制度の創設を目指すのが、私たち日本共産党の立場です。よって、議案第95号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正案について賛成するもの

です。

○議長（植木弘行君） 31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 議席31番、松原勇であります。

議案第95号 那須塩原市国民健康保険条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

分娩に関する紛争事例が増加し、全国的に産科の医師の減少が問題となる中、奈良県や東京都の妊産婦のたらい回しによる事件が発生しているところであります。

このような状況を解決する一つの方法として、平成21年1月1日から、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償の機能と、脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能等をあわせ持つ産科医療補償制度が発足することとなりました。

本案は、この補償制度の負担に伴い分娩費の上昇が見込まれることから、出産育児一時金で上昇分の補てんを行うものであります。安心・安全な出産のための環境を整え、産科医の減少と少子化の対策として評価できるものであります。したがって、本案に賛成をいたします。

○議長（植木弘行君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） ほかにないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第95号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時18分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎議員の派遣について

○議長（植木弘行君） 日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

創生会代表の若松東征君、清流会代表の松原勇君から会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました会派視察研修の計画書が提出されております。

お諮りいたします。

これを許可することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおりこれを許可することに決しました。

◇

◎議会運営委員会並びに常任委員

会行政視察の報告について

○議長（植木弘行君） 日程第4、議会運営委員会並びに常任委員会行政視察の報告についてを議題といたします。

議会運営副委員長ならびに各常任委員長及び副委員長の報告を求めます。

初めに、議会運営副委員長、18番、君島一郎君。

〔議会運営副委員長 君島一郎君登壇〕

○議会運営副委員長（君島一郎君） それでは、議会運営委員会の行政視察の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る平成20年10月20日から10月22日にかけて、愛知県豊橋市、兵庫県西脇市の行政視察をまいりました。

両市とも市の概要と議会の運営について行政視察をまいりました。特に、議会運営の中では、議会改革を中心に置き行政視察をまいりました。

なお、詳細につきましては、皆さんのお手元に配付されております報告書のほうをお目通しいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、総務教育常任委員長、25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） 総務教育常任委員会の行政視察について報告申し上げます。

去る平成20年10月6日月曜日から8日水曜日までの3日間、委員8名、随員1名の9名で行政視察を行いました。

視察地と視察項目については、長野県小諸市で行政改革について、上田市で防災計画について（上田市洪水ハザードマップ）の視察を行いました。また、小布施町で町並み景観についてを、長野市で体育施設についての視察を行いました。

詳細につきましては、お手元に配付されております報告書をご一読いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、福祉環境常任委員長、30番、金子哲也君。

〔福祉環境常任委員長 金子哲也君登壇〕

○福祉環境常任委員長（金子哲也君） 福祉環境常任委員会の行政視察の報告を申し上げます。

平成20年10月1日から10月3日まで、委員8名、随員1名で視察をしてまいりました。

10月1日、山口県宇部市、地域省エネルギービジョン・地球温暖化対策について。10月2日、山口県萩市、水道水源保護条例について。10月3日、山口県美祢市、産業廃棄物処理施設建設問題についての行政視察をしてまいりました。

詳細については冊子のお目通しをお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、産業観光常任委員長、18番、君島一郎君。

〔産業観光常任委員長 君島一郎君登壇〕

○産業観光常任委員長（君島一郎君） それでは、産業観光常任委員会の行政視察の報告をいたします。

産業観光常任委員会は、去る10月7日から10月9日にかけて、福岡県大木町、福岡県久留米市、福岡県前原市に行政視察をしてまいりました。

大木町におきましては大木町バイオマスタウン構想について、久留米市につきましては福岡バイオバレープロジェクトについて、前原市につきましては大規模直売システム「伊都菜彩」についてを行政視察してまいりました。

なお、詳細につきましては、皆さんのお手元に配付されております報告書のほうをお目通しいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

次に、建設水道常任副委員長、23番、若松東征君。

〔建設水道常任副委員長 若松東征君登壇〕

○建設水道常任副委員長（若松東征君） 建設水道常任委員会の行政視察におきまして、委員長が病氣療養中により欠席でありましたので、委員長にかわりまして私からご報告申し上げます。

去る10月8日から10月10日までの3日間、委員5名、随員1名の6名で、大阪の茨木市、兵庫県の三田市、京都府の長岡京市の3カ所の視察を行いました。

当委員会では、ことしの夏、全国各地でゲリラ豪雨による被害が相次いだことを受け、雨水排水対策の現況と課題、今後の取り組みについてを共通テーマとして各地の視察を行ってきました。

茨木市では雨水貯留のタンク設置補助制度を、三田市では雨水貯留施設転用補助金を、長岡京市では今里貯留幹線事業について視察を行いました。詳細につきましては、お手元に配付の報告書をご一読いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（植木弘行君） 報告が終わりました。

以上で議会運営委員会並びに常任委員会行政視察の報告を終わります。

議案書配付のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時28分

○議長（植木弘行君） 休憩前に戻り会議を開きます。

◇

◎日程の追加

○議長（植木弘行君） 追加議事日程第1号に入ります。

◇

◎発議第9号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（植木弘行君） 日程第1、発議第9号 宇都宮地方法務局黒磯出張所廃止に伴う「証明書発行請求機」の設置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員長、25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） 発議第9号 宇都宮地方法務局黒磯出張所廃止に伴う「証明書発行請求機」の設置を求める意見書の提出について説明いたします。

宇都宮地方法務局黒磯出張所の廃止は、年間6万件を超える利用があることから市民生活に多大な影響を与えるものであるため、市役所等への証明書発行請求機の設置を強く要望するものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第9号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第2、発議第10号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務教育常任委員長、25番、相馬義一君。

〔総務教育常任委員長 相馬義一君登壇〕

○総務教育常任委員長（相馬義一君） 発議第10号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について説明いたします。

労働環境の大きな変化の中、働く機会が得られないことでワーキングプア、ネットカフェ難民、偽装請負など新たな貧困が広まっております。だれもが希望と誇りを持って働く、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる、人とのつながりや社会とのつながりを感じる、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、生きることに困難を抱える人々自身が社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を開くものであります。

こうした社会の実情を踏まえ、国において協同労働の協同組合法の速やかなる制定を求めるものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願い

いを申し上げまして、説明といたします。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認め、討論を終

結いたします。

これより採決いたします。

発議第10号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第11号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（植木弘行君） 次に、日程第3、発議第11

号 地方議会議員の年金制度に関する意見書の提出
についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

31番、松原勇君。

〔31番 松原 勇君登壇〕

○31番（松原 勇君） 発議第11号 地方議会議

員の年金制度に関する意見書の提出について説明
いたします。

本意見書は、制度の維持が危機的状況にある議
員年金制度について、年金財政再建のために全国
の市議会が一致団結して運動していくことが必要
であることから、栃木県市議会議長会から意見書
提出の協力依頼がありました。

本市議会としても、この趣旨に賛同し、本意見
書を提出するものであります。

よろしくご理解の上、ご賛同賜りますようお願い
申し上げます。

○議長（植木弘行君） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（植木弘行君） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 討論がないようですので、

討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。討論

を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第11号については、原案のとおり決すること
で異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎市長あいさつ

○議長（植木弘行君） 以上で平成20年5回那須塩
原市議会定例会の議案はすべて終了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがあります。
市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 平成20年第5回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月5日から本日までの18日間にわたり開催されました第5回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。その間、議員の皆様方には、平成20年度那須塩原市一般会計補正予算のほか、合わせて23の案件につきまして慎重にご審議をいただき、原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や会派代表質問、さらには市政一般質問の場におきまして皆様から提示されましたご意見等につきましては、今後実施を踏まえ十分に検討させていただきたいと考えております。

また、今回の議会では、議案の訂正など事務処理上の不手際がございました。改めておわびを申し上げますとともに、今後このようなことが起こらないよう十分注意をして取り組みますので、議員各位の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、光陰矢のごとしということわざがありますが、時間がたつのは本当に速いものです。那須塩原市が発足をして4年が経過しようとしており、私の任期も残り2カ月を切ったところであります。この間、常に市民の目線に立ち、市民と同じ目線で、公正・公平を旨とした市政の運営に心がけ、合併後間もない那須塩原市のかじ取りを進めてまいりました。皆様にお約束をしました事項はおおむね予定どおり進めることができたものと思っております。これもひとえに議員皆様のご理解とご協力の賜物と感謝を申し上げます。

幸い私は気力・体力ともに万全でありますので、これからも引き続き那須塩原市のまちづくりを担

ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様を初め市民の皆様方の、より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

経済危機が叫ばれた激動の平成20年も、残すところ10日となりました。議員各位におかれましては健康に十分留意をされ、健やかに新年を迎えられますようお願い申し上げます。新しい年が本当によい年となりますようご祈念を申し上げ、第5回那須塩原市議会定例会の閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 市長のあいさつが終わりました。

—————◇—————

◎閉会の宣告

○議長（植木弘行君） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

去る12月5日から18日間にわたり開催されました平成20年第5回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきましてご協力をいただき、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げたいと思います。

また、執行部におかれましては、審議の過程の中で各議員から出されました意見、要望等十分検討し、市政に反映されますよう心から要望いたすところであります。

これをもちまして、本定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前11時40分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成20年12月22日

議 長 植 木 弘 行

署 名 議 員 東 泉 富 士 夫

署 名 議 員 高 久 武 男